

## 広島市立大学トライアスロン部 OB・OG 会規約

前文 我々は広島市立大学トライアスロン部出身の OB・OG として、相互の交流と親睦を深め、併せて広島市立大学トライアスロン部の発展に寄与することを目指して、ここに広島市立大学トライアスロン部 OB・OG 会を結成する。

### 第一章 総則

第一条 本会は、広島市立大学トライアスロン部 OB・OG 会(以下、本会)と称し、その所在地を広島市立大学トライアスロン部（広島県広島市安佐南区大塚東 3 丁目 4 番 1 号）内に置く。

第二条 本会は平成 21 年 4 月 1 日設立とする。

第三条 本会は、会員相互の親睦を図ることを目的とし、必要に応じて広島市立大学トライアスロン部の活動へ援助や支援を行うなどの目的達成に必要な事項を実施する。

### 第二章 会員

第四条 本会会員は、次の各項のいずれかに該当するものとする。

- (1) 過去に広島市立大学トライアスロン部に在籍していた者
- (2) 第 1 項に定める者の他、会長が特に認めた者

第五条 前条により、本会の入会資格を有するものは、原則として大学および大学院等を卒業した時点で自動的に入会登録がされる。

第六条 会費を滞納した者は、会員としての権利を一時的に一部停止処分とする。ただし、本会より指定された金額の支払いが確認出来た時点で、会員の権利を再度得ることが出来る。

第七条 本会の退会を希望するものは、本規約により定める方法により申し出ることが出来る。

第八条 会員本人が死亡した場合、会員としての権利は停止されるが、本会名簿にその名を残すこととする。

### 第三章 役員

第九条 本会の役員は、次の者より成るものとする。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 最低 1 名
- (3) 会計 1 名
- (4) 広報 1 名

第十条 前条役員は、原則として役員会にて選出し、総会に報告するものとする。役員の任期は二年とする。なお、止むを得ない事情による任期途中の交代については、役員会で選出し総会に報告するものとする。

第十一条 後任役員は、現役員を含む全会員の中から現役員が選出し、総会に報告するものとする。

第十二条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

第十三条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその代理をする。

第十四条 会計は、会費を管理し、会計報告を行う。

第十五条 広報は、総会の案内等を行う。

#### 第四章 役員会

第十六条 役員会は、次の事を審議し、必要に応じてその結果を総会に諮るものとする。

- (1) 本会の規約改正（重要事項は、総会決定）
- (2) 役員の改選案の承認
- (3) 会費の徴収、使途に関わる重要事項の承認
- (4) 本会の運営に関する重要事項の承認
- (5) 任期途中の役員交代の承認
- (6) その他

第十七条 役員会は、会長の了解の下に召集され、決議については、出席者の過半数の賛成を以って成立とする。

#### 第五章 総会

第十八条 総会は次の事項を審議し或いは報告を受け、必要事項についてこれを決定する。

- (1) 本会の規約改正（重要事項）
- (2) 役員改選
- (3) 会費使用に関する報告
- (4) 本会運営の報告

第十九条 総会は、原則として会長が年 1 回召集する。総会での決議は、出席した会員の過半数の賛成を以って成立とする。

#### 第六章 会計

第二十条 本会の経費は、会員の会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第二十一条 本会の会員は、入会時および入会以降 10 年毎に会費 3,000 円を納入するものとする。

第二十二条 財務状況および社会変化等により会費納入額を変更する場合は、本会総会にて承認を行うものとする。

第二十三条 役員会が認めた場合に限り、会費を会員に返金できるものとする。

第二十四条 本会の役員会は必要に応じて会員の同意を得ることで、会員から入会費以外の会費を集めることができるものとする。

第二十五条 本会会計年度は、毎年12月1日より翌年11月30日とする。

第二十六条 本会経費の会計報告は、本会会計が行い総会に報告する。

第二十七条 来年度予算は総会にて決議することとする。

第二十八条 本会通帳の管理は本会会計が行うものとする。

## 第七章 学年代表

第二十九条 各学年に代表者を設け、任期は定めないこととする。学年代表者に変更のある場合は、各学年で後任者を選出し、本会役員会に報告しなければならない。

第三十条 学年代表者は、本会役員会からの連絡事項を各学年会員に通達・情報収集を任務とする。

## 第八章 会員名簿

第三十一条 本会会員で、住所氏名等に異動が生じた際は、ただちに本会に報告しなければならない。

第三十二条 本会および本会会員は会員名簿の目的外使用、第三者への供与を行わない。

## 第九章 議決

第三十三条 総会の決議は、出席者の過半数をもってこれを決する。

第三十四条 総会以外での決議を要する際は、郵送、またはメーリングリストを活用し、会員の過半数以上の承認をもってこれを決する。

## 第十章 退会・除名

第三十五条 本会会員は、役員会への通知によって退会することができる。

第三十六条 本会を退会した者は、役員会への通知によっていつでも再入会することができる。

第三十七条 本規約に反する行為があった者、または、本会の名誉を著しく傷つける行為があった者は、総会の決議により除名することができる。

## 第十一章 補則

第三十八条 本規約は、平成23年2月1日より施行する

第三十九条 本規約は、平成23年11月30日より一部改正施行する。

最終改定日：2011年11月30日

この規約の記載内容が正しいことを証明します。

平成 23 年 11 月 30 日

広島市西区横川町 2-3-20 雄創横川ビル 901

広島市立大学トライアスロン部 OB・OG 会会長 北村 真弘